



# 山形県公報

平成23年7月12日（火）  
第2259号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 鳥獣保護区の指定に係る公聴会の開催……………（みどり自然課）…703
- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……………（庄内総合支庁農村計画課）…同
- 同……………（同）…704

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則……………同

### 公 告

- 危険物取扱者保安講習の実施……………（危機管理課）…705
- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・まちづくり振興課）…707
- 同……………（同）…709
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（建設企画課）…710

## 告 示

### 山形県告示第612号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第6項の規定により、鳥獣保護区の指定について、次のとおり公聴会を開催する。

なお、関係図面は、生活環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。  
平成23年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 日 時                     | 場 所            | 公聴会において聴こうとする案件                                     |
|-------------------------|----------------|-----------------------------------------------------|
| 平成23年8月5日(金)<br>午後1時30分 | 村山市役所<br>第1会議室 | 村山市の区域内に、平成23年11月1日から平成33年10月31日までの期間、基点鳥獣保護区を指定する件 |

### 山形県告示第613号

庄内赤川土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成23年6月30日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業変更計画書の写し（上郷地区）
- 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成23年7月15日から同年8月15日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第614号**

庄内赤川土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成23年7月4日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し（湯田川地区）

## 2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成23年7月15日から同年8月15日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**教育委員会関係****規 則**

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月12日

山形県教育委員会

委員長 長 南 博 昭

**山形県教育委員会規則第10号****山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則**

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

|   |          |    |         |     |    |  |      |
|---|----------|----|---------|-----|----|--|------|
| 同 | 酒田西高等学校  | 普通 |         | 200 |    |  |      |
| 同 | 酒田商業高等学校 | 商業 | 国際経営    | 120 | 普通 |  | 夜 40 |
| 同 | 酒田工業高等学校 | 工業 | 電子機械    | 40  |    |  |      |
|   |          |    | 機 械     | 40  |    |  |      |
|   |          |    | エネルギー技術 | 40  |    |  |      |
|   |          |    | 環境技術    | 40  |    |  |      |
| 同 | 酒田北高等学校  | 普通 |         | 40  |    |  |      |

を

|    |          |     |       |     |    |  |   |    |
|----|----------|-----|-------|-----|----|--|---|----|
| 同  | 酒田西高等学校  | 普通  |       | 200 | 普通 |  | 夜 | 40 |
| 同  | 酒田光陵高等学校 | 普通  |       | 120 |    |  |   |    |
|    |          | 工業  | 電子機械  | 40  |    |  |   |    |
|    |          |     | 機械    | 40  |    |  |   |    |
|    |          |     | エネルギー | 40  |    |  |   |    |
|    |          |     | 一技術   |     |    |  |   |    |
|    |          |     | 環境技術  | 40  |    |  |   |    |
| 商業 | 国際経営     | 120 |       |     |    |  |   |    |
| 情報 |          | 40  |       |     |    |  |   |    |

に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成23年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 講習の種別

(1) 給油取扱所講習

給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習

(2) 石油コンビナート講習

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（前号に掲げる危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習

(3) 一般講習

前2号に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習

2 講習の日時及び場所

(1) 給油取扱所講習

| 日             | 時      | 場 所           |
|---------------|--------|---------------|
| 平成23年8月19日（金） | 午前9時から | 米 沢 市         |
| 同 8月26日（金）    | 同      | 東 田 川 郡 三 川 町 |
| 同 9月2日（金）     | 同      | 寒 河 江 市       |
| 同 9月9日（金）     | 同      | 長 井 市         |
| 同 9月15日（木）    | 同      | 山 形 市         |
| 同 9月27日（火）    | 同      | 村 山 市         |
| 同 10月7日（金）    | 同      | 新 庄 市         |

|   |            |               |
|---|------------|---------------|
| 同 | 10月25日（火）同 | 東 田 川 郡 三 川 町 |
| 同 | 10月27日（木）同 | 山 形 市         |

## (2) 石油コンビナート講習

| 日             | 時         | 場 所   |
|---------------|-----------|-------|
| 平成23年8月30日（火） | 午後1時30分から | 酒 田 市 |

## (3) 一般講習

| 日             | 時                  | 場 所           |
|---------------|--------------------|---------------|
| 平成23年8月18日（木） | 午後1時30分から          | 米 沢 市         |
| 同             | 8月25日（木）同          | 東 田 川 郡 三 川 町 |
| 同             | 9月2日（金）同           | 寒 河 江 市       |
| 同             | 9月8日（木）同           | 長 井 市         |
| 同             | 9月14日（水）同          | 山 形 市         |
| 同             | 9月15日（木）同          | 同             |
| 同             | 9月27日（火）同          | 村 山 市         |
| 同             | 9月29日（木）同          | 東 田 川 郡 三 川 町 |
| 同             | 9月30日（金）午前9時から     | 同             |
| 同             | 10月6日（木）午後1時30分から  | 新 庄 市         |
| 同             | 10月13日（木）同         | 米 沢 市         |
| 同             | 10月14日（金）午前9時から    | 同             |
| 同             | 10月24日（月）午後1時30分から | 東 田 川 郡 三 川 町 |
| 同             | 10月27日（木）同         | 山 形 市         |

## 3 講習受講対象者

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第1項及び第2項の規定により講習を受けなければならない危険物取扱者

## 4 受講手続

受講申請書を平成23年7月12日（火）から同月25日（月）までに、山形市緑町一丁目9番30号山形県新築西通り会館3階山形県危険物安全協会連合会に提出すること。

## 5 その他

詳細については、生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課消防・保安担当（電話023(630)2227）又は山形県危険物安全協会連合会（電話023(632)5744）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに米沢市役所において平成23年11月12日まで縦覧に供する。

平成23年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン米沢店

米沢市春日二丁目13番地4外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

代表取締役 村井正平

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

| 名 称   | 所 在 地          |
|-------|----------------|
| 米沢サティ | 米沢市春日二丁目13番地4外 |

(変更後)

| 名 称    | 所 在 地          |
|--------|----------------|
| イオン米沢店 | 米沢市春日二丁目13番地4外 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称                 | 住 所                   | 代表者の氏名  |
|---------------------|-----------------------|---------|
| 株 式 会 社 マ イ カ ル     | 大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号 | 川 本 敏 雄 |
| 株 式 会 社 や ま と       | 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番3号    | 矢 嶋 孝 敏 |
| 株 式 会 社 三 城         | 東京都中央区銀座二丁目7番17号      | 多 根 裕 詞 |
| 株 式 会 社 さ が 美       | 神奈川県横浜市港南区下永谷六丁目2番11号 | 石 田 敏 彦 |
| 株 式 会 社 ナ カ ニ シ     | 鳥取県鳥取市富安二丁目70番        | 中 西 弘   |
| 有 限 会 社 花 の 樹       | 米沢市中央一丁目12番2号         | 関 縫 男   |
| 株 式 会 社 ベ ネ ト ン 東 北 | 秋田県秋田市中通一丁目4番4号       | 盛 田 良 次 |
| 有 限 会 社 桑 名 園 本 店   | 米沢市中田町760番地           | 井 上 茂   |

|            |                      |      |
|------------|----------------------|------|
| 株式会社米沢鯉六十里 | 米沢市東一丁目8番18号         | 岩倉公男 |
| 株式会社パティズ   | 福島県会津若松市宮町5番14号      | 斎藤啓一 |
| 株式会社パレモ    | 愛知県稲沢市天池五反田町1番       | 中本敏幸 |
| エステール株式会社  | 東京都新宿区住吉町8番12号       | 丸山朝  |
| 株式会社大創産業   | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 | 矢野博丈 |
| 株式会社ショーエー  | 福島県郡山市横塚一丁目8番20号     | 斉藤栄三 |

(変更後)

| 名 称         | 住 所                   | 代表者の氏名 |
|-------------|-----------------------|--------|
| イオンリテール株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1    | 村井正平   |
| 株式会社やまと     | 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番3号    | 矢嶋孝敏   |
| 株式会社三城      | 東京都中央区銀座二丁目7番17号      | 多根裕詞   |
| 株式会社さが美     | 神奈川県横浜市港南区下永谷六丁目2番11号 | 石田敏彦   |
| 株式会社ナカニシ    | 鳥取県鳥取市富安二丁目70番        | 中西弘    |
| 有限会社花の樹     | 米沢市中央一丁目12番2号         | 関縫男    |
| 株式会社ベネトン東北  | 秋田県秋田市中通一丁目4番4号       | 盛田良次   |
| 有限会社桑名園本店   | 米沢市中田町760番地           | 井上茂    |
| 株式会社米沢鯉六十里  | 米沢市東一丁目8番18号          | 岩倉公男   |
| 株式会社パティズ    | 福島県会津若松市宮町5番14号       | 斎藤啓一   |
| 株式会社パレモ     | 愛知県稲沢市天池五反田町1番        | 中本敏幸   |
| エステール株式会社   | 東京都新宿区住吉町8番12号        | 丸山朝    |
| 株式会社大創産業    | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号  | 矢野博丈   |
| 株式会社ショーエー   | 福島県郡山市横塚一丁目8番20号      | 斉藤栄三   |

4 変更年月日

平成23年3月1日

5 届出年月日

平成23年6月24日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年11月12日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成23年11月12日まで縦覧に供する。

平成23年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン山形南ショッピングセンター  
山形市若宮三丁目7番8号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前)

| 名 称               | 所 在 地        |
|-------------------|--------------|
| ジャスコ山形南ショッピングセンター | 山形市若宮三丁目7番8号 |

(変更後)

| 名 称              | 所 在 地        |
|------------------|--------------|
| イオン山形南ショッピングセンター | 山形市若宮三丁目7番8号 |

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所               | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------|---------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 | 上 原 治 也 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所               | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------|---------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 | 岡 内 欣 也 |

- 3 変更年月日  
平成23年3月1日
- 4 届出年月日  
平成23年6月24日
- 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について

て意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年11月12日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県建設事業情報総合管理システム運用管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2673
- 3 落札者を決定した日 平成23年5月27日
- 4 落札者の名称及び所在地  
テクノ・マインド株式会社山形支社 山形市東山形一丁目6番26号
- 5 落札金額 21,120,750円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成23年4月15日